



2025年5月7日

各 位

会 社 名 株式会社ライトワークス
代表者名 代表取締役 江口 夏郎
(コード番号：4267 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 寺田 真琴
(TEL 03-5275-7031)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2025年7月上旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年5月22日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2025年5月22日（木曜日）
- (2) 公告日 2025年5月7日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.lightworks.co.jp/ir/notice>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年3月14日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、LWLホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2025年3月17日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、公開買付者が当社株式の全て（ただし、当社の代表取締役である江口夏郎氏の資産管理会社である株式会社エプシモーヴェ（以下「エプシモーヴェ」といいます。）が所有する当社株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は本公開買付けの成立後、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及びエプシモーヴェは、本臨時株主総会において上記議案に賛成する予定とのことです。

当社は、当該要請に基づき本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお

知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会の開催は行わず、上記の基準日についても利用しない予定です。

以 上